

保存期間 5 年

生 企 第 4 0 7 号  
鑑

令和 4 年 3 月 29 日

関係所属長 殿

和歌山県警察本部長

認知症に係る行方不明者発見活動の推進について（普通）

認知症に係る行方不明者の発見活動については、「行方不明者発見活動に関する規則」（平成21年国家公安委員会規則第13号）及び「認知症に係る行方不明者発見活動の推進について（普通）」（令和元年11月6日付け生企、鑑第1387号。以下「旧通達」という。）により推進しているところであるが、生活安全部人身安全対策課（以下「人身安全対策課」という。）の新設に伴い、下記のとおり旧通達を改定し、令和4年4月1日から運用するので、遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

## 1 行方不明者届受理時の留意事項

### (1) 特異行方不明者の判定

ア 行方不明者届の受理時、届出人から認知症又は認知症の疑いにより行方不明になった旨の申し出があった場合は、自救能力がない者として特異行方不明者の判定を行い、事件・事故に遭遇する可能性が高いことを踏まえ、規則に基づく行方不明者発見活動を迅速に実施すること。

イ 届出人の中には、積極的に行方不明者が認知症であることを申し出ない場合があることから、高齢者の行方不明届を受理する際は、認知症又は認知症の疑いについて確実に聴取すること。

### (2) 認知症の特性等を踏まえた措置

ア 届出人からの聴取に際しては、行方不明者が過去に立ち回った地域や徘徊場所があるか、自ら名乗ることができるか、通称名等である自称名はないかなど、行方不明者発見活動に必要な事項を聴取すること。

イ 徘徊場所が遠方にも及び得るなど認知症の特性を踏まえ、関係警察署に対して保護等の取扱いを個別に照会するとともに、関係機関等への協力を求め、関係機関等との間で構築している発見・保護のためのネットワークを効果的に活用し、その早期発見に努めること。

ウ 行方不明者が氏名等を名乗ることができず、又は遠方への徘徊が想定される場合は、届出人の意思に基づき、インターネットの利用等による資料の公表を行うことを検討すること。

## 2 迷い人として保護時の留意事項

### (1) 行方不明届の有無の確認

認知症又は認知症の疑いのある迷い人を発見した場合は、行方不明者届の有無を確認するよう努めるものとされていることから、認知症の特性を踏まえ、名乗ることができない場合や自称名、通称名である場合等に配慮し、その身元の確認に努めるとともに、人身安全対策課を介して他の警察署で受理している行方不明届の有無を確認すること。

### (2) 迷い人票の報告

迷い人を一時保護した際は、保護取扱簿を作成するとともに迷い人票を作成し、人身安全対策課に同迷い人票を送付して報告すること。

なお、報告に当たっては、以下に留意すること。

ア 迷い人票の作成に当たっては、身体特徴、着衣、所持品等の情報について、詳細かつ正確な記載に努めるとともに、迷い人の容姿を明確にするため、発見時の全身写真及び顔写真を撮影すること。

イ 警察署において迷い人を認知したものの、市町村が保護することとなった者については、市町村が保護した後に市町村と連携・情報共有を図り、身元が判明していない場合は迷い人票を作成し、身元特定に努めるとともに、人身安全対策課に同迷い人票を送付して報告すること。

ウ 報告を受けた人身安全対策課は、行方不明者情報照会を行い、当該迷い人と類似する県内及び他府県警察で受理している行方不明者届の有無を確認すること。

### (3) 鑑識課に対する照会

上記2の(2)ウにかかる照会のほか、保護した警察署において、当該迷い人の同意に基づき指掌紋を採取し、刑事部鑑識課に対して指掌紋照会書による照会を実施すること。

### (4) 引継ぎ先との連携

行方不明者の発見活動を推進する観点から、警察としても、迷い人の保護実施機関である市町村等による身元確認のための調査に協力していく必要があるが、特に以下に留意すること。

ア 関係機関に引き継ぐ際、その保護実施機関である市町村又は施設による発見活動等によって、氏名等身元の判明につながる情報が得られ、又は身元が確認された場合は、当該警察署へ連絡を行うように依頼すること。

イ 上記措置により一定期間を経ても身元が判明しない場合は、保護実施機関である市町村等の要望に基づき、写真を付した資料を各警察署生活安全課又は生活安全刑事課に備え付けるとともに、他の都道府県警察に提供して行方不明者届の届出人による閲覧に供するなど、関係機関・団体の発見活動と連携し、身元の確認に努めること。

### 3 関係機関・団体との連携に際しての留意事項

関係行政機関、地方公共団体又は関係事業者との協力について、以下に留意すること。

#### (1) 行政機関からの通報

市町村が迷い人を発見し、警察を介さず保護した場合は、管轄警察署に当該迷い人を保護した旨を通報するよう依頼している。

したがって、市町村から通報を受けた場合も、通報内容に基づいて迷い人票を作成し、人身安全対策課に報告するとともに、各種調査を実施し、身元の特定に努めること。

#### (2) 関係機関等との間での発見・保護のためのネットワーク等が構築されている地域はもとより、同ネットワーク等がない地域においても、市町村等にその構築を働き掛けつつ、管内に関係機関・団体と役割分担の上、相互に連携して早期発見・保護に努めること。

#### (3) 認知症又は認知症の疑いのある迷い人について、早期に身元の特定を図るため、関係機関・団体に対して、着衣・靴への記名、名札等の装着等の工夫の重要性を説明するとともに、地域住民への周知を働き掛けること。